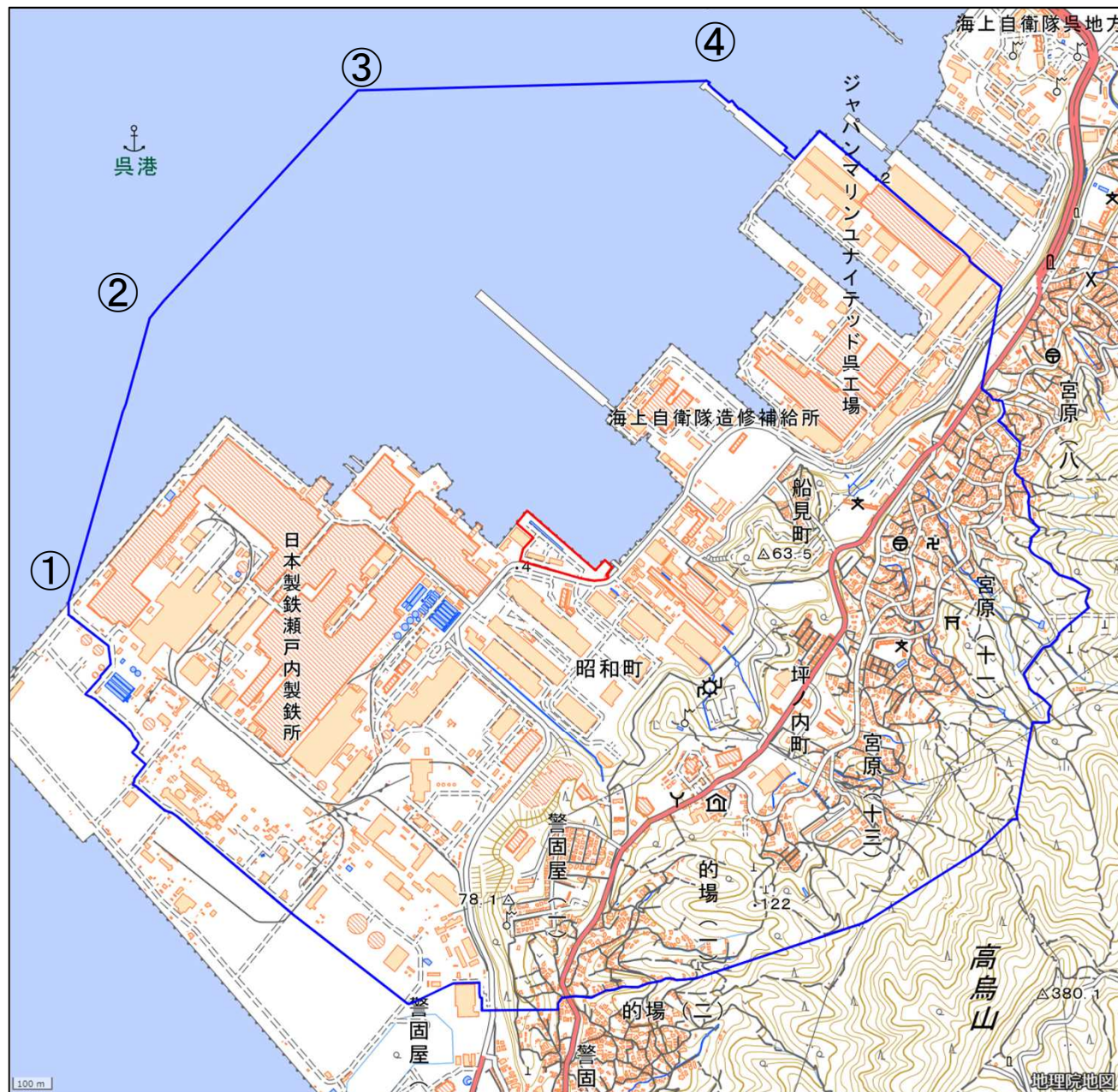


海上自衛隊呉地方総監部からす小島係留所

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	昭和町六番三十一号
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	警固屋一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋町（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、坪ノ内町、船見町、的場一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原八丁目から十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、十一丁目、十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十三丁目並びに宮原村（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度十三分二十八秒、東経百三十二度三十二分二秒の点 二 北緯三十四度十三分五十一秒、東経百三十二度三十二分十秒の点 三 北緯三十四度十四分九秒、東経百三十二度三十二分三十秒の点 四 北緯三十四度十四分十秒、東経百三十二度三十三分四秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

海上自衛隊呉地方総監部からす小島係留所周辺地域
(広島県呉市昭和町6番31号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

対象施設の区域

対象施設周辺地域